

昭和二十七年建設省令第二十五号

道路法施行規則

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第九条、第十八条、第二十六条第一項、第六十一条第七項、第七十二条第六項及び第七十四条の規定に基き、道路法施行規則を次のように定める。

第一条 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）以下「法」という。第二条第二項第八号に規定する国土交通省令で定める車両は、次に掲げる車両とする。

一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車

二 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車

三 道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車

四 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三条号）による一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車

（路線の認定等の公示）

第一条の二 法第九条の規定による路線の認定又は法第十条第三項において準用する法第九条の規定による路線の廃止若しくは変更の公示は、それぞれ別記様式第一、第二又は第三により、

都道府県知事又は市町村長は、前項の公示をする場合においては、都道府県道については縮尺五万分の一、市町村道については縮尺一万分の一程度の図面に当該路線を明示し、都道府県又は市町村の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。ただし、市街地その他特に必要があると認められる部分については、別に拡大図を備えなければならない。

（一般国道の指定区間を指定する政令の制定又は改廃の立案の基準）

第一条の三 国土交通大臣は、法第十三条第一項の政令の制定又は改廃については、北海道の区域内に存する一般国道の区間及び次の各号のいづれかに該当する一般国道の区間が当該政令で指定されるようその立案を行うものとする。

一 高速自動車国道と一体となつて全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路である一般国道の区間

二 国土を縦断し、横断し、又は循環して、都道府県庁所在地その他政治上、経済上又は文

化上特に重要な都市を効率的かつ効果的に連絡する一般国道の区間

三 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する国際戦略港湾若しくは国際拠点港湾若しくは同法附則第二項に規定する港湾又は重要な飛行場と高速自動車国道又は前二号のいずれかに規定する一般国道の区間とを効率的かつ効果的に連絡する一般国道の区間

（特定車両の種類）

以下「法」という。第二条第二項第八号に規定する国土交通省令で定める車両は、次に掲げる車両とする。

一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十号）による一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車

二 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十号）による一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車

三 道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車

四 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三条号）による一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車

（路線の認定等の公示）

第一条の二 法第九条の規定による路線の認定又は法第十条第三項において準用する法第九条の規定による路線の廃止若しくは変更の公示は、それぞれ別記様式第一、第二又は第三により、

都道府県知事又は市町村長は、前項の公示をする場合においては、都道府県道については縮尺五万分の一、市町村道については縮尺一万分の一程度の図面に当該路線を明示し、都道府県又は市町村の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。ただし、市街地その他特に必要があると認められる部分については、別に拡大図を備えなければならない。

（一般国道の指定区間を指定する政令の制定又は改廃の立案の基準）

第一条の三 国土交通大臣は、法第十三条第一項の政令の制定又は改廃については、北海道の区域内に存する一般国道の区間及び次の各号のいづれかに該当する一般国道の区間が当該政令で指定されるようその立案を行うものとする。

一 高速自動車国道と一体となつて全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路である一般国道の区間

二 国土を縦断し、横断し、又は循環して、都道府県庁所在地その他政治上、経済上又は文

イ 区域の決定の場合（ロに掲げる場合を除く。）敷地の幅員及びその延長

ロ 法第四十七条の十七第一項の規定により立体的区域とする区域の決定の場合、イに掲げる事項並びに当該立体的区域とする区間及びその延長

ハ 区域の変更の場合、変更の区間並びに当該区間に係る変更前の敷地の幅員及びその延長並びに変更後の敷地の幅員及びその

延長

一 道路の種類

二 路線名

三 路線の指定又は認定の年月日

四 路線の主要な経過地

五 路線の起点及び終点

六 路線の起終点及び年月日

七 路線（その管理に係る部分に限る。）の延長及びその内訳

八 道路の敷地の面積及びその内訳

九 最小車道幅員、最小曲線半径及び最急縫断勾配

十 鉄道又は新設軌道との交差の数、方式及び構造

十一 有料の道路の区間、延長及びその内訳（自動車駐車場にあつては位置、規模及び構造並びに料金徴収期間の概要

十二 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の概要

十三 軌道その他主要な占用物件の概要

十四 道路一体建物の概要

十五 協定利便施設の概要

十六 圖面は、道路につき、少くとも次に掲げる事項を、付近の地形及び方位を表示した縮尺千分の一以上の平面図（法第四十七条の十七第一項の規定により道路の区域を立体的区域とする場合は、平面図、縦断図及び横断定規図）に記載して調製するものとする。

四 道路の区域の境界線

一 市町村、大字及び字の名称及び境界線

二 市町村、大字及び字の名称及び境界線

三 車道の幅員が〇・五メートル以上変化する箇所ごとににおける当該箇所の車道の幅員

四 曲線半径（三十メートル以上）のものを除く。

五 縱断勾配（八パーセント未満のものを除く。）

六 路面の種類

七 トンネル、橋及び渡船施設並びにこれらの名称

八 自動車交通不能区間（幅員、曲線半径、勾配その他の道路の状況により最大積載量四ト

（道路台帳）

四条の二 道路台帳は、調書及び図面をもつて組成するものとする。

調書及び図面は、路線ごとに調製するものとする。

調書には、道路につき、少くとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、別記様式第四とする。

（検査）

法第二十六条第一項の規定による検査

前項の標識は、自動車駐車場又は自転車駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。

（検査）

当該橋又は渡船施設の構造及び施工方法について受けなければならない。

道路管理者は、工事が完了した場合においては、遅滞なく法第二十六条第一項後段の規定による検査を申請しなければならない。

分に設けることとし、かつ、歩道等に設ける場合にあつては、当該歩道等の一方の側を歩行者又は自転車が通行することができるようすること。この場合において、公益上やむを得ない事情があると認めらるべき、当該歩道等の歩行者又は自転車が通行することができる路の部分の幅員は、歩道にあつては三・五メートル、自転車歩行者道においては三・五メートルを超えてること。

二 電線、水管、下水道管、ガス管その他のこれらに類するもの（各戸に引き込むためのもの及びこれが取り付けられるものに限る。）が埋設されている道路又は埋設する計画のある道路に設ける場合は、これらの上部に設けないこと。

三 地下通路の頂部と路面との距離は、三・五メートル（公益上やむを得ない事情があると認められる場合にあつては、一・五メートル）を超えていること。

四 地下通路の構造は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 地下通路の自重、土圧、水圧、浮力等の荷重によつて生ずる応力に対して安全なものであること。

二 部材各部の応力度は、許容応力度を超えるものでないこと。

三 構造耐力上主要な部分は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨筋コンクリート造とし、その他の部分は、不燃材料、準不燃材料又は難燃材料で造ること。

四 排水溝その他の適当な排水施設を設けること。
(道路を掘削する場合における工事実施の方法)

第四条の四の四 占用に関する工事で、道路を掘削するものの実施方法は、次の各号に掲げることによるものとする。

一 補装道の舗装の部分の切断は、のみ又は切断機を用いて、原則として直線に、かつ、路面に垂直に行うこと。

二 削削部分に近接する道路の部分には、占用のために掘削した土砂をたい積しないで余地を設けるものとし、当該土砂が道路の交通に支障を及ぼすおそれのある場合には、これを他の場所に搬出すること。

三 わき水又はたまり水により土砂の流失又は地盤の緩みを生ずるおそれのある箇所を掘削する場合においては、当該箇所に土砂の流失

又は地盤の緩みを防止するために必要な措置を講ずること。

又は地盤の緩みを防止するために必要な措置を講ずること。

四 わき水又はたまり水の排出に当たつては、道路の排水に支障を及ぼすことのないよう措置して道路の排水施設に排出する場合を除き、路面その他の道路の部分に排出しないよう措置すること。

五 挖削面積は、工事の施行上やむを得ない場合において、覆工を施す等道路の交通に著しい支障を及ぼすことのないよう措置して行う場合を除き、当日中に復旧可能な範囲とすること。

六 道路を横断して掘削する場合においては、原則として、道路の交通に著しい支障を及ぼさないと認められる道路の部分について掘削を行い、当該掘削を行った道路の部分に道路の交通に支障を及ぼさないための措置を講じた後、その他の道路の部分を掘削すること。

七 沿道の建築物に接近して道路を掘削する場合においては、人の出入りを妨げない措置を講ずること。

(掘削により露出することとなるガス管の防護)

第四条の四の五 令第十三条第六号ロの保安上必要な措置のうち、ガス事業法の規定に基づいて設けられているガス管でその管理者以外の者の掘削により露出することとなるものの防護については、ガス工作物の技術上の基準を定める省令(平成十二年通商産業省令第百十一号)第五十四条第一号、第二号、第三号ハ及び第四号イの例による。

(占用のために掘削した土砂の埋戻しの方法)

第四条の四の六 占用のために掘削した土砂の埋戻しの方法は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 各層(層の厚さは、原則として〇・三メートル(路床部にあつては〇・二メートル)以下とする。)ごとにランマーその他の締固め機械又は器具で確実に締め固めて行うこと。
二 くい、矢板等は、下部を埋め戻して徐々に引き抜くこと。ただし、道路の構造又は他の工作物、物件若しくは施設の保全のためやむを得ない事情があると認められる場合には、くい、矢板等を残置することができる。
(埋戻し又は表面仕上げを行う道路の部分)

第四条の四の七 占用のために掘削した道路を復旧する場合において、埋戻し又は表面仕上げは、掘削部分及び掘削部分に接続する道路の部

分のうち、舗装道があつては掘削部分の外側の舗装の絶縁線（掘削部分の端から舗装の絶縁線までの距離が次の式によつて計算したnの値以下である場合又はnの値に一・二メートル（道路中心線の方向に垂直な舗装の絶縁線が膨脹目地である場合にあつては、一・八メートル）を加えた値以上である場合には、掘削部分の端からの距離が掘削部分の幅に○・一を乗じて得た値に相当する直線で囲まれた部分について行うものとする。

2

t
t 挖削部分の路盤の厚さ)

道路の構造、交通の状況、土質等の関係から前項に規定する部分についての表面仕上げについては掘削前の構造耐力を保持することが困難であると認められる場合においては、表面仕上げは当該部分に加えて掘削前の構造耐力を保持するため必要な部分について行うものとする。
(高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路)
第四条の四の八 法第三十三条第二項第一号の国土交通省令で定める交通の用に供する部分は、車道及び路肩とする。

(當利を目的としない法人に準ずる者)

第四条の四の九 法第三十三条第二項第五号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。

一 営利を目的としない法人格を有しない社団であつて、代表者の定めがあり、かつ、道路の清掃を行ふことを目的とするもの

二 前号に掲げるもののほか、道路交通環境の向上を図る観点から必要と認められる活動を行ふことを目的とする法人に準ずる者)

第四条の四の十 法第三十三条第二項第六号の国土交通省令で定める者は、自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通

(の確保を図る観点から必要と認められる活動を実施する社団であつて、道路管理者が指定したものとする。)

（休憩所等の売上収入額に応じて算定する額）

第四条の五 令第十九条第一項の国土交通省令で定めるところにより算定する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に掲げる割合を占用面積一平方メートルにつき一年当たりの同項に規定する売上収入額に乗じて得た額とする。

一 近傍類似の土地（近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地。以下この条において同じ。）が賃貸されている場合、当該近傍類似の土地の一年当たりの賃料から当該賃料に含まれている修繕費、管理事務費、公租公課その他必要な経費を控除して得た額の当該近傍類似の土地に存する施設において行われる営業により得られる一年当たりの売上収入額に対する割合

二 近傍類似の土地に存する施設が賃貸されている場合（前号に掲げる場合を除く。）当該施設の一年当たりの賃料から当該賃料に含まれている償却額、修繕費、管理事務費、損害保険料、空室等による損失を補填するための引当金、公租公課その他必要な経費を控除して得た額（次項において「純賃料」という。）のうち土地に係る部分として負担させることが適当な額の当該施設において行われる営業により得られる一年当たりの売上収入額に対する割合

前項第二号の土地に係る部分として負担せることのが適当な額は、当該近傍類似の土地の時価及び当該施設の建設に要する費用の合算額に占める当該近傍類似の土地の時価の割合を純賃料に乗じて得た額を基礎として算出するものとする。

（占用入札を実施することが道路の管理上適切でない場所）

第四条の五の二 法第三十九条の二第三項の国土交通省令で定める場所は、次に掲げるものとする。

一 法第三十九条の五第一項の規定による認定の有効期間内において、道路の新設、改築又は修繕に関する工事が予定されている場所

トンネル、橋その他道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるもの（以下この条において「トンネル等」という。）の点検は、トンネル等の点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者が行うこととし、近接目視により、五年に一回の頻度で行うことを基本とすること。

第四条の五の五 法第三十九条の八の国土交通省令で定める基準は、道路占用者が、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検、修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこととする。
(道路の維持又は修繕に関する技術的基準等)

第四条の五の六 令第三十五条の二第二項の国土交通省令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

五 その他道路管理者が必要と認める事項
第四条の五の四 道路管理者は、令第十九条の三の三第二項及び第三項の規定により学識経験者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならぬ。
(占用物件の維持管理に関する基準)

三 入札 対象施設等を設置する予定期間
四 法第三十九条の四第四項ただし書の規定により落札者を決定する占用入札を行う場合においては、占用料の額

二 入札対象施設等を設置するため道路を占用しようとする者が個人である場合においては、その者の氏名、生年月日、性別その他の必要な事項

二 法第三十九条の五第一項の規定による認定の有効期間内において、国又は地方公共団体による使用が予定されている場所

三 その他国土交通大臣が定める場所

(入札占用計画の記載事項)

第四条の五の三 法第三十九条の三第二項第三号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 入札対象施設等を設置するため道路を占用する

四
2
表示した平面図を縦覧する場所及び期間
道路管理者は、前項の公示をする場合においては縮尺千分の一以上の平面図に届出対象区域、沿道区域及び道路の区域を明示し、関係地方整備局又は北海道開発局の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。

(届出対象区域内における行為の届出)

第四条の五の九 法第四十四条の二第三項の国土交通省令で定める事項は、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日及び完了予定日とする。

第四条の五の八 法第四十四条の二第一項の規定による届出対象区域の指定の公示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。
一 届出対象区域及び沿道区域の存する土地の所在地
二 届出対象区域に接続する道路の路線名
三 作物（法第四十四条第二項の規定により公示されたものに限る。第四条の五の十第二項及び第四条の五の十一において同じ。）
四 届出対象区域、台舎区或及び道路名の又或を

第四条の五の七 令第三十五条の四の規定による
裁決申請書の様式は、別記様式第五の一とし、
正本一部及び写一部を提出するものとする。
(届出対象区域の指定の公示)

れるよう、あらかじめ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、当該鉄道事業者又は当該軌道経営者との協議により、当該道路の部分の維持又は修繕の方法を定めておくこと。

二 前号の点検を行つたときは、当該トンネル等について健全性の診断を行い、その結果を国土交通大臣が定めるところにより分類すること。

三 第一号の点検及び前号の診断の結果並びにトンネル等について令第三十五条の二第一項第三号の措置を講じたときは、その内容を記録し、当該トンネル等が利用されている期間中は、これを保存すること。

四 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道経営者の新設軌道とが立体交差する場合における当該鉄道又は当該新設軌道の上の道路の部分の計画的な維持及び修繕が図ら

第四条の八の二 法第四十五条の二第一項の国土交通省令で定める道路の附屬物である自動運行補助施設の性能の基準は、自動運行補助施設が次の各号のいずれかに該当することとする。

二 当該競争入札の執行の日時及び場所
三 契約条項の概要
四 その他道路管理者が必要と認める事項
(違法放置等物件の返還に係る受領書の様式)
第四条の八 令第十九条の十(令第十九条の十一
において準用する場合を含む。)の規定による
受領書の様式は、別記様式第五の五とする。
(自動運行補助施設の性能の基準等)

(保管違法放置等物件一覧簿の様式)
第四条の六 令第十九条の六第二項(令第十九条の十一において準用する場合を含む。)の規定による保管違法放置等物件一覧簿の様式は、別記様式第五の四とする。

(競争入札における掲示事項等)

第四条の七 令第十九条の九第一項及び第二項(令第十九条の十一においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名

第四条の五の十二 法第四十四条の二第五項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

第四条の五の十 法第四十四条の二第三項又は同
条第五項の規定による届出は、別記様式第五の
三による届出書を提出して行うものとする。

前項の届出書には、届出対象区域内における
工作物の位置を表示する平面図（工作物から届
出対象区域に接続する道路の路端までの最短距
離を明記すること。）及び設計図を添付しなけ
ればならない。

（届出対象区域内における届出を要しない行為）

第四条の五の十一 法第四十四条の二第四項第一
号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げる
行為とする。

一 工作物の撤去、点検、修繕又は改良のため
に必要な臨時の工作物を設置する行為

二 工作物の倒壊を防止するための行為

（変更の届出）

による自動運行補助施設の設置の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 前条第一項各号に掲げる性能に関する事項

二 自動運行補助施設が設置された道路の場所に関する事項

三 その他自動運行補助施設の利用に関し必要と認められる事項

構造、他の車両若しくは歩行者の通行の状況、障害物の有無その他の当該道路の状況に関する情報を表示し、又は発信するものであつて、国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

自動運行補助施設は、道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められるものでなければならぬ。

(自動運行補助施設の設置の公示)

第四条の八の三 法第四十五条の二第二項の規定

三　自動運行補助施設が設置された道路又は当該道路と交差し、若しくは接続する道路において自動運行車の安全な通行を確保するため、当該自動運行車の周囲の状況を検知するためのセンサーを補完するものとして、当該センサーに検知されるよう、これらの道路の

二、自動運行補助施設が設置された道路又は当該道路と交差し、若しくは接続する道路を行ける自動運行車の位置を補正するため、当該自動運行車の運行時の状態を検知するためのセンサーに検知されるよう、当該自動運行補助施設の位置を示す情報を作成し、又は発信するものであつて、国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

一 自動運行補助施設が設置された道路を行
する自動運行装置（道路運送車両法（昭和二
十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項
第二十号に規定する自動運行装置をいう。）
を備えている自動車その他の自動運転に係る
技術により運行する自動車（以下この項にお
いて「自動運行車」という。）の位置を補正
するため、当該自動運行車の運行時の状態を
検知するためのセンサーに検知されるよう、

通に関し案内を表示する標識又は食事施設若人(に準ずる団体)として指定することができる法律(道路協力団体として指定することができる法律)によるものとする。

第四条の二十五 法第四十八条の六十第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものをしているものとする。

(道路協力団体の指定)

第四条の二十六 法第四十八条の六十第一項の規定による指定は、法第四十八条の六十一各号に掲げる業務のうち道路協力団体が行うもの及び当該業務を行う道路の区間を明らかにしてするものとする。

(道路協力団体が業務として設置又は管理を行う工作物等)

第四条の二十七 法第四十八条の六十一第二号の国土交通省令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一看板、標識、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する物件又は歩廊、雪よけその他これらに類する施設で安全かつ円滑な道路の交

通の確保に資するもの

二 令第七条第九号の自動車駐車場及び自転車駐車場で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

三 令第七条第十二号の車輪止め装置その他の器具で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの(前号に掲げる施設に設けるものを除く。)

四 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの(前号に掲げる施設に設けるものを除く。)

五 標識又はベンチ若しくはその上屋、街灯その他これらに類する工作物で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

六 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

七 次に掲げるもので、集会、展示会その他これらに類する催し(道路に関するものに限る)のため設けられ、かつ、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

イ 広告塔、ベンチ、街灯その他これらに類する工作物

ロ 露店、商品置場その他これらに類する施設

ハ 看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ(道路協力団体に対する道路管理者の承認等の特例の対象となる行為)

二 法第四十八条の六十四の国土交通省令で定める行為は、次の各号に掲げる承認又は許可の区分に応じ、当該各号に定める行為(当該道路協力団体がその業務を行う道路の区間において行うものに限る。)とする。

一 法第二十四条本文の規定による承認 花壇

その他道路の緑化のための施設の設置、道路の交通に支障を及ぼしている構造上の原因の一部を除去するために行う突角の切取りその他他の道路に関する工事又は除草、除雪その他

二 法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可 工事用施設、工事用材料その他これらに類する工作物、物件若しくは施設で道路に関する工事若しくは道路の維持のためのもの、前条各号に掲げる工作物、物件若しくは施設又は看板、標識その他これらに類する物

件で道路の管理に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究若しくは知識の普及及び啓発のためのものに係る道路の占用(前条第二号から第七号までに掲げる工作物、物

件又は施設に係る道路の占用にあつては、法第四十八条の六十一第一号に掲げる業務を行いう道路協力団体が行うものに限る。)

(証票の様式)

第五条 法第六十六条第七項の規定による証票(國の職員が携帯するもの)を除く。第三項において同じ。)の様式は、別記様式第六とする。

2 法第七十一条第七項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による証票の様式は、別記様式第七とする。

3 法第七十七条第五項の規定による証票の様式は、別記様式第七の一とする。

(保管車両一覧簿の様式)

2 (車両の返還に係る受領書の様式)

第五条の二 令第三十条の三第二項の規定による保管車両一覧簿の様式は、別記様式第七の三とする。

イ 広告塔、ベンチ、街灯その他これらに類する工作物

ロ 露店、商品置場その他これらに類する施設

ハ 看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ(道路協力団体に対する道路管理者の承認等の特例の対象となる行為)

二 法第四十八条の六十四の国土交通省令で定める行為は、次の各号に掲げる承認又は許可の区分に応じ、当該各号に定める行為(当該道路協力団体がその業務を行う道路の区間において行うものに限る。)とする。

一 法第二十四条本文の規定による承認 花壇

その他道路の緑化のための施設の設置、道路の交通に支障を及ぼしている構造上の原因の一部を除去するために行う突角の切取りその他他の道路に関する工事又は除草、除雪その他

二 法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可 工事用施設、工事用材料その他これらに類する工作物、物件若しくは施設で道路に関する工事若しくは道路の維持のためのもの、前条各号に掲げる工作物、物件若しくは施設又は看板、標識その他これらに類する物

件で道路の管理に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究若しくは知識の普及及び啓発のためのものに係る道路の占用(前条第二号から第七号までに掲げる工作物、物

件又は施設に係る道路の占用にあつては、法第四十八条の六十一第一号に掲げる業務を行いう道路協力団体が行うものに限る。)

(報告の提出)

第六条 法第七十四条たゞし書の規定により認可を要しない軽易な事項は、道路の附属物の新設又は改築のみに関する工事とする。

2 指定区間外の国道の道路管理者は、前項の工事を行つた場合には、その旨を地方整備局長又は北海道開発局長に報告しなければならない。

(認可を要しない軽易な事項)

第八条 法第七十四条たゞし書の規定により認可を要しない軽易な事項は、道路の附属物の新設又は改築のみに関する工事とする。

2 指定区間外の国道の道路管理者は、前項の工事を行つた場合には、その旨を地方整備局長又は北海道開発局長に報告しなければならない。

(認可を要しない軽易な事項)

第九条 法第七十六条第七項の規定による報告(報告の提出)

2 法第七十六条第七項(法第九十一条第二項において同じ。)の様式は、別記様式第六とする。

3 法第七十七条第五項の規定による証票の様式(証票の様式)

(保管車両一覧簿の様式)

2 (車両の返還に係る受領書の様式)

第五条の二 令第三十条の三第二項の規定による保管車両一覧簿の様式は、別記様式第七の三とする。

(車両の返還に係る受領書の様式)

（立入検査の証明書）

第六条 法第七十二条の二第二項の証明書(國の職員が携帯するもの)を除く。)は、別記様式第七の二によるものとする。

八によるものとする。

（指定区間外の国道の新設又は改築の認可）

第七条 指定区間外の国道の道路管理者は、別記様式第九の申請書を地方整備局長又は北海道開発局長に提出しなければならない。

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

2 なければならぬ。

一 工事計画書

二 工事費及び財源調査

三 平面図、縦断図、横断定規図その他必要な図面

（認可を要しない軽易な事項）

第八条 法第七十四条たゞし書の規定により認可を要しない軽易な事項は、道路の附属物の新設又は改築のみに関する工事とする。

2 指定区間外の国道の道路管理者は、前項の工事を行つた場合には、その旨を地方整備局長又は北海道開発局長に報告しなければならない。

(認可を要しない軽易な事項)

第九条 法第七十六条第七項の規定による報告(報告の提出)

2 法第七十六条第七項(法第九十一条第二項において同じ。)の様式は、別記様式第六とする。

3 法第七十七条第五項の規定による証票の様式(証票の様式)

(保管車両一覧簿の様式)

2 (車両の返還に係る受領書の様式)

第五条の二 令第三十条の三第二項の規定による保管車両一覧簿の様式は、別記様式第七の三とする。

（立入検査の証明書）

第六条 法第七十二条の二第二項の証明書(國の職員が携帯するもの)を除く。)は、別記様式第七の二によるものとする。

八によるものとする。

（道道又は道の区域内の市町村道の改築の要件）

第七条 指定区間外の国道の道路管理者は、別記様式第九の申請書を地方整備局長又は北海道開発局長に提出しなければならない。

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

2 なければならぬ。

一 工事計画書

二 工事費及び財源調査

三 平面図、縦断図、横断定規図その他必要な図面

（認可を要しない軽易な事項）

第八条 法第七十四条たゞし書の規定により認可を要しない軽易な事項は、道路の附属物の新設又は改築のみに関する工事とする。

2 指定区間外の国道の道路管理者は、前項の工事を行つた場合には、その旨を地方整備局長又は北海道開発局長に報告しなければならない。

(認可を要しない軽易な事項)

第九条 法第七十六条第七項の規定による報告(報告の提出)

2 法第七十六条第七項(法第九十一条第二項において同じ。)の様式は、別記様式第六とする。

3 法第七十七条第五項の規定による証票の様式(証票の様式)

(保管車両一覧簿の様式)

2 (車両の返還に係る受領書の様式)

第五条の二 令第三十条の三第二項の規定による保管車両一覧簿の様式は、別記様式第七の三とする。

（立入検査の証明書）

第六条 法第七十二条の二第二項の証明書(國の職員が携帯するもの)を除く。)は、別記様式第七の二によるものとする。

八によるものとする。

（道道又は道の区域内の市町村道の改築の要件）

第七条 指定区間外の国道の道路管理者は、別記様式第九の申請書を地方整備局長又は北海道開発局長に提出しなければならない。

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

2 なければならぬ。

一 工事計画書

二 工事費及び財源調査

三 平面図、縦断図、横断定規図その他必要な図面

（認可を要しない軽易な事項）

第八条 法第七十四条たゞし書の規定により認可を要しない軽易な事項は、道路の附属物の新設又は改築のみに関する工事とする。

2 指定区間外の国道の道路管理者は、前項の工事を行つた場合には、その旨を地方整備局長又は北海道開発局長に報告しなければならない。

(認可を要しない軽易な事項)

第九条 法第七十六条第七項の規定による報告(報告の提出)

2 法第七十六条第七項(法第九十一条第二項において同じ。)の様式は、別記様式第六とする。

3 法第七十七条第五項の規定による証票の様式(証票の様式)

(保管車両一覧簿の様式)

2 (車両の返還に係る受領書の様式)

第五条の二 令第三十条の三第二項の規定による保管車両一覧簿の様式は、別記様式第七の三とする。

（立入検査の証明書）

第六条 法第七十二条の二第二項の証明書(國の職員が携帯するもの)を除く。)は、別記様式第七の二によるものとする。

八によるものとする。

（道道又は道の区域内の市町村道の改築の要件）

第七条 指定区間外の国道の道路管理者は、別記様式第九の申請書を地方整備局長又は北海道開発局長に提出しなければならない。

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

2 なければならぬ。

一 工事計画書

二 工事費及び財源調査

三 平面図、縦断図、横断定規図その他必要な図面

（認可を要しない軽易な事項）

第八条 法第七十四条たゞし書の規定により認可を要しない軽易な事項は、道路の附属物の新設又は改築のみに関する工事とする。

2 指定区間外の国道の道路管理者は、前項の工事を行つた場合には、その旨を地方整備局長又は北海道開発局長に報告しなければならない。

(認可を要しない軽易な事項)

第九条 法第七十六条第七項の規定による報告(報告の提出)

2 法第七十六条第七項(法第九十一条第二項において同じ。)の様式は、別記様式第六とする。

3 法第七十七条第五項の規定による証票の様式(証票の様式)

(保管車両一覧簿の様式)

2 (車両の返還に係る受領書の様式)

第五条の二 令第三十条の三第二項の規定による保管車両一覧簿の様式は、別記様式第七の三とする。

（令第三十四条の二の三第一項第四号）の国土交通省令で定める施設又は工作物）

第十四条 令第三十四条の二の三第一項第四号の国土交通省令で定める施設又は工作物は、損傷、腐食その他の劣化により道路の構造に支障を及ぼすおそれが特に大きいと認められる橋、トンネル、法面、横断歩道橋、防護施設、道路を横断して設ける道路標識その他これらに類するものとする。

（権限の委任）

第十五条 第四条の四の九第二号に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

附 則 抄

1 この省令は、法施行の日から施行する。ただし、第一条、第六条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

左の省令は、廃止する。

一 道路法第五十二条但書ノ規定ニ依リ監督官庁ノ認可ヲ受クルコトヲ要セサル件（大正九年内務省令第六号）

二 貨取橋梁及渡船場設置ニ関スル件（大正九年内務省令第二十三号）

附 則（昭和二十七年一二月一九日建設省令第一四〇号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年十二月五日から適用する。

附 則（昭和三二年七月八日建設省令第一一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三四年三月四日建設省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三四年九月一日建設省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四〇年三月三一日建設省令第一三号）抄

（施行期日）

1 この省令は、昭和四十年四月一日から施行する。

		附 則（昭和四二一年一〇月二六日建設省令第三〇号）	この省令は、公布の日から施行する。
2	1	この省令による改正後の道路法施行規則第四条の三の規定は、この省令の施行の日前にした協議に係る占用に係る事業については、この省令の施行の日の前日までに徴収すべき当該占用に係る占用料に係る占用の期間の末日までは適用しないものとする。	
	附 則（昭和四六年三月二九日建設省令第六号）	この省令は、道路法施行令の一部を改正する政令（昭和四十六年政令第二十号）の施行の日（昭和四十六年四月一日）から施行する。	
	附 則（昭和四六年一一月二十五日建設省令第二四号）	この省令は、昭和四十六年十二月一日から施行する。	
	附 則（昭和四七年三月二八日建設省令第七号）	この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。	
	附 則（昭和四七年五月一七日建設省令第一七号）	この省令は、公布の日から施行する。	
	附 則（昭和四八年一月五日建設省令第二号）抄	この省令は、昭和四十八年一月二十日から施行する。	
	附 則（昭和五〇年七月一一日建設省令第一三号）	この省令は、公布の日から施行する。	
	附 則（昭和六〇年七月一二日建設省令第八号）	この省令は、公布の日から施行する。	
1	附 則（昭和六一年八月五日建設省令第八号）	この省令は、公布の日から施行する。	
2	（施行期日）	（経過措置）	この省令は、平成元年十一月二十二日から施行する。
	附 則（平成元年一一月二一日建設省令第一七号）	この省令による改正後の道路法施行規則第四条の三の規定は、この省令の施行の日前にした協議に係る占用に係る事業については、この省令の施行の日の前日までに徴収すべき当該占用に係る占用料に係る占用の期間の末日までは適用しないものとする。	
	附 則（平成二年三月一七日建設省令第三号）	この省令は、平成二年四月一日から施行する。（経過措置）	
1	（施行期日）	この省令の施行の際、現に道路管理者が申請書及び協議書の様式を定めている場合における申請書及び協議書の様式については、この省令による改正後の道路法施行規則第四条の三の規定にかかるらず、平成三年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。	
2	（施行期日）	この省令は、平成三年十一月一日から施行する。（この省令は、平成三年三月三十一日までの間、これを使用することができる。）	
	附 則（平成六年二月二三日建設省令第四号）抄	（施行期日）	この省令は、平成六年二月二三日建設省令第四号抄による。（この省令は、平成六年二月二三日建設省令第四号抄による。）
	附 則（平成六年九月一九日建設省令第二五号）	（施行期日）	この省令は、行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成六年十月二二日）から施行する。
	附 則（平成七年六月二一日建設省令第一七号）抄	（施行期日）	この省令は、法の施行の日（平成七年六月二二日）から施行する。
	（施行期日）	（施行期日）	この省令は、平成十年四月一日から施行する。
	附 則（平成一〇年九月二日建設省令第三四号）	（施行期日）	この省令は、平成一〇年九月二日建設省令第三四号による。
	附 則（平成一〇年三月六日建設省令第二号）	（施行期日）	この省令は、平成一〇年三月六日建設省令第二号による。
	（施行期日）	（施行期日）	この省令は、平成一〇年三月六日建設省令第二号による。
	附 則（平成元年一一月二一日建設省令第一七号）	（施行期日）	この省令は、平成元年一一月二一日建設省令第一七号による。

附 第一三号（平成一二年二月二九日建設省令）
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
附 第二三号（平成一二年四月一九日建設省令）
この省令は、平成十二年十月一日から施行する。
附 则（平成一二年四月一九日建設省令
令第四一号）抄
(施行期日)
この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
附 则（平成一二五年三月一三日国土交通省令第二〇号）
この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
附 则（平成一二五年三月一〇日国土交通省令第二六号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 则（平成一六年三月一五日国土交通省令第一四号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 则（平成一七年六月一日国土交通省令第六六号）抄
この省令は、法の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。
附 则（平成一八年一二月二八日国土交通省令第一二三号）
この省令は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成十九年一月四日）から施行する。
附 则（平成一九年九月二八日国土交通省令第八四号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 则（平成二一年四月三〇日国土交通省令第三二号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 则（平成二三年三月三一日国土交通省令第三三号）抄
(施行期日)
この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。
附 则（平成二三年八月二日国土交通省令第六〇号）
この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整

様式第一（第一条関係）

卷之三十一

年	月	日
整 理 事 務 名 稱 點 定 點 名 稱 事 務 處 理 事 務 名 稱 點 定 點 名 稱 事 務 處 理	心	心
總 務 處 理 事 務 名 稱 點 定 點 名 稱 事 務 處 理 事 務 名 稱 點 定 點 名 稱 事 務 處 理	心	心
總 務 處 理 事 務 名 稱 點 定 點 名 稱 事 務 處 理 事 務 名 稱 點 定 點 名 稱 事 務 處 理	心	心

樣式第二（第一関係）

〔前略〕

樣式第三（第一條關係）

様式第四（第四条の二関係）

様式第四(第四条の二関係
第一項)

第一表(表) ○ ○ 道 路 台 帐

整備 管理 令		因面 対照 番号								
道路の種類		路線名		道路管理者						
路線の指定(認定)年月日		指定(認定)の該当箇項								
起点		主 要 な 経 通 地								
終 点										
路線の延長	メートル	供用開始の区間及び年月日								
供用されている区間の延長	実 延 長	メートル								
重複延長		メートル								
供用されていない区間の延長		メートル								
道	路	ト	ン	ネ	ル	橋	渡	船	施	設
実 延 長 の れ ん じ め の め	メートル	鋼	板	延	長	橋	架	設	施	設
		永久橋		メートル	架	設	施	設		
		木	橋	メートル	設	施	設			
		混合橋		メートル	設	施	設			
		計		メートル	設	施	設			
		車道の幅員	9.0 メートル以上	5.5 メートル以上	4.0 メートル以上	4.0 メートル未満				
道路の種類	9.0 メートル未満	5.5 メートル未満	4.0 メートル未満							

第二步

註 備考欄には、自動車交通不能その他道路の管理上必要な事項を記載すること

第三步

注 備考の欄には、トンネルの保全の状況その他トンネルの管理上必要な事項を記載すること。

第四步

註 1 耐荷荷重の欄には、一車線当たりの通行することができる最大車両の総重量を記載すること。
2 現況の欄には、自動車交通不能又は荷重制限に関する事項を記載すること。

2 現況の欄には、日動半交連不爬又は何重限幅に因る事項を記載すること。
 3 備考の欄には、橋の保全の状況その他橋の管理上必要な事項を記載すること

第五章

299-200

註 1 有効高又は交差角度の欄には、立体交差にあつては有効高、平面交差にあつては交差角度を記載すること。

2 備考の欄には、路切道における保安設備の状況その他鉄道等との交差に關し道路の管理上必要な事項を記載すること。

様式第五
(第四条の三関係)

様式第五(第四条の三関係)	
道路占用 許可申請 書	
(道 路 管 理 者) 殿	
新規 变更 (番 号 年 月 日)	
年 月 日	
住所 氏名 担当者 TEL E-mail	
道路法 第22条 の規定により 許可を申請 します。 第35条	
占用の目的 占用の場所 場所 占 用 物 件 名 称 規 格 規 格 規 格 規 格 占用の期間 年 月 日から 年 月 日まで 間 間 占用物件 の構造 工事実施 年 月 日から 年 月 日まで 間 間 工事実施 の方法	

書類の 種別		添付書類	
備考			

記載要領

- 「許可申請」、「第32条 及び 「許可を申請 します。」については、該当するものを○で囲むこと。
- 「新規」「変更」「その他」という場合は、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
- 「占用の目的」については、該当するものを○で囲むこと。
- 「占用の期間」については、該当するものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

様式第五(第四条の五の七関係)	
工作物の設置 变更 申込 書	
(道 路 管 理 者) 殿	
新規 变更 (番 号 年 月 日)	
年 月 日	
住所 氏名 担当者 TEL E-mail	
道路法 第44条の2 第45条の規定により 申込書類の提出について届け出ます。	
(略)	

様式第五(二)(第四条の五の十関係)	
工作物の設置 变更 申込 書	
(道 路 管 理 者) 殿	
新規 变更 (番 号 年 月 日)	
年 月 日	
住所 氏名 担当者 TEL E-mail	
道路法 第44条の2 第45条の規定により 申込書類の提出について届け出ます。	
(略)	

様式第五(三)(第四条の五の十関係)	
工作物の設置 变更 申込 書	
(道 路 管 理 者) 殿	
新規 变更 (番 号 年 月 日)	
年 月 日	
住所 氏名 担当者 TEL E-mail	
道路法 第44条の2 第45条の規定により 申込書類の提出について届け出ます。	
(略)	

様式第五の二 (第四条の五の七関係)

様式第五の三 (第四条の五の十関係)

様式第五の五（第四条の八関係）

様式第五の六（第四条の十九関係）

被相手第五の又(相手条件の八項目)		(印紙) AAI
父 母 番		
年 月 日		
(被相手性別) 男		
近親を受けた者		
住 所		
姓 名		
下記のとおり遺産の贈与物(現物)の返還を受けました。		
返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
本件又は種類 形 式 質 量 金 額	返還を受けた金額	

別冊付録 外取扱会員登録書(複数に渡る場合は複数枚提出) 会員登録		別冊付録 会員登録	
会員登録番号	会員登録名	会員登録番号	会員登録名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			
55			
56			
57			
58			
59			
60			
61			
62			
63			
64			
65			
66			
67			
68			
69			
70			
71			
72			
73			
74			
75			
76			
77			
78			
79			
80			
81			
82			
83			
84			
85			
86			
87			
88			
89			
90			
91			
92			
93			
94			
95			
96			
97			
98			
99			
100			
101			
102			
103			
104			
105			
106			
107			
108			
109			
110			
111			
112			
113			
114			
115			
116			
117			
118			
119			
120			
121			
122			
123			
124			
125			
126			
127			
128			
129			
130			
131			
132			
133			
134			
135			
136			
137			
138			
139			
140			
141			
142			
143			
144			
145			
146			
147			
148			
149			
150			
151			
152			
153			
154			
155			
156			
157			
158			
159			
160			
161			
162			
163			
164			
165			
166			
167			
168			
169			
170			
171			
172			
173			
174			
175			
176			
177			
178			
179			
180			
181			
182			
183			
184			
185			
186			
187			
188			
189			
190			
191			
192			
193			
194			
195			
196			
197			
198			
199			
200			
201			
202			
203			
204			
205			
206			
207			
208			
209			
210			
211			
212			
213			
214			
215			
216			
217			
218			
219			
220			
221			
222			
223			
224			
225			
226			
227			
228			
229			
230			
231			
232			
233			
234			
235			
236			
237			
238			
239			
240			
241			
242			
243			
244			
245			
246			
247			
248			
249			
250			
251			
252			
253			
254			
255			
256			
257			
258			
259			
260			
261			
262			
263			
264			
265			
266			
267			
268			
269			
270			
271			
272			
273			
274			
275			
276			
277			
278			
279			
280			
281			
282			
283			
284			
285			
286			
287			
288			
289			
290			
291			
292			
293			
294			
295			
296			
297			
298			
299			
300			
301			
302			
303			
304			
305			
306			
307			
308			
309			
310			
311			
312			
313			
314			
315			
316			
317			
318			
319			
320			
321			
322			
323			
324			
325			
326			
327			
328			
329			
330			
331			
332			
333			
334			
335			
336			
337			
338			
339			
340			
341			
342			
343			
344			
345			
346			
347			
348			
349			
350			
351			
352			
353			
354			
355			
356			
357			
358			
359			
360			
361			
362			
363			
364			
365			
366			
367			
368			
369			
370			
371			
372			
373			
374			
375			
376			
377			
378			
379			
380			
381			
382			
383			
384			
385			
386			
387			
388			
389			
390			
391			
392			
393			
394			
395			
396			
397			
398			
399			
400			
401			
402			
403			
404			
405			
406			
407			
408			
409			
410			
411			
412			
413			
414			
415			
416			
417			
418			
419			
420			
421			
422			
423			
424			
425			
426			
427			
428			
429			
430			
431			
432			
433			
434			
435			
436			
437			
438			
439			
440			
441			
442			
443			
444			
445			
446			
447			
448			
449			
450			
451			
452			
453			
454			
455			
456			
457			
458			
459			
460			
461			
462			
463			
464			
465			
466			
467			
468			
469			
470			
471			
472			
473			
474			
475			
476			
477			
478			
479			
480			
481			
482			
483			
484			
485			
486			
487			
488			
489			
490			
491			
492			
493			
494			
495			
496			
497			
498			
499			
500			
5			

樣式第六（第五条關係）

別紙		付表第5号	
品種 番号	品種名	規格 (区分)付表第6号内) 規格 番号	項目
		年 月 日	開始時間
			終了時間
			休日
		年 月 日	平日
			土曜日
			休日
		年 月 日	平日
			土曜日
			休日
		年 月 日	平日
			土曜日
			休日
		年 月 日	平日
			土曜日
			休日

※ 個別記入欄、記入欄は1日、1ヶ月間を合計で何ヶ月

(B) おまかせ

おまかせは、おまかせの仕事のことを指す言葉で、主に飲食店や旅館などの業界で使われます。おまかせの仕事とは、客が何を食べたいのか、何を飲みたいのかなど、細かい要望を聞かずして、店員が適切な料理や飲み物を提供することです。おまかせの仕事は、通常、料金が決まっていて、その料金で何でもOKな形になります。そのため、おまかせの仕事は、料金を気にするよりも、味やサービスを楽しむ方が多いです。

第
身 分 証 明 書
ほね、西田重吉セシヤウキ、男爵、中野市に在住。父の名前。
名前
姓
性別
年齢
生年月日
有効期限

様式第七の二（第五条関係）

様式第七の三（第五条の一関係）

様式第七の四（第五条の三関係）

様式第7の四(様式五条の三様例)		(印押) 421
受 領 書		
年 月 日		
〔被送管性格〕 斷		
返還を受けた者		
住 所		
氏 名		
下記のとおり東京の返還を受けました。		
返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
被 送 管 物	名	
其 他	名	
返 削	名	
付 記	名	
其 他	名	
其 他	名	
返還請求権が存続する場合に あつては、返還を請求する旨		

樣式第八（第六条關係）

樣式第九（第七条關係）

西洋の歴史は、その歴史的現象を記述するものと、その歴史的現象を解説するものとに大別される。前者は「歴史的現象」、後者は「歴史的現象の解説」である。前者は、歴史的現象を記述するもので、後者は、歴史的現象を解説するものである。前者は、歴史的現象を記述するもので、後者は、歴史的現象を解説するものである。